

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
1	全体		選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。	【予定であり、変更することがあります。】 <調査事業選定まで> 令和8年4月22日 公募締切 ～6月上旬 選定結果公表（観光庁ウェブサイトに掲載。） <事業選定後> 順次 事業計画書作成後、調査事業実施 ～令和9年1月末 調査事業終了後経費精算・報告 →事業実施者へ経費支払い （精算払い） 令和9年2月～3月 成果取りまとめ（成果報告会開催・資料公表等）
2	全体		今回の公募（令和8年3月9日(月)～令和8年4月22日(水)）終了後に二次公募の予定はあるか。	現時点で、2次公募の予定はありません。
3	全体		現在の「歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業」との関連は。	後継事業です。これまでは「歴史的資源」に限っていましたが、歴史、食、自然、文化と取組範囲を広げています。
4	全体		本事業の補助率（自己負担割合）はどのようになっているのか。	本事業は、補助金や交付金の類の補助事業ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施されるものであり、この調査に要する経費を国費により負担します。 また、国費により支弁する経費の規模は、1事業当たり100万円（税込）を上限とし、採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。
5	全体		地域資源を活用した観光まちづくり推進事業（補助）と併用は可能か。	本調査事業で検討される内容（組織体制、計画策定等）ができていいる者が、補助事業にて施設整備等を行う想定のため、併用はできません。
6	全体		令和7年度の歴史的資源を活用した観光まちづくり事業「モデル創出事業」は、令和8年度は実施するのか。	本調査事業のみとなります。
7	全体		令和8年度中に事業が完了することが前提か、令和9年度以降にも継続する事業の申請は可能か。	年度内の事業完了が前提となります。
8	全体		この事業は来年度以降も実施するのか。	単年度事業です。令和9年度以降の継続は、現時点では未定です。
9	I. 事業概要	2. 目的	専門家による支援はどのタイミングで受けられるのか。	採択決定後、事業の進捗にあわせてスポットで専門家を配置予定です（採択決定前の伴走支援はありません）。
10	I. 事業概要	2. 目的	専門家はどのような方が選定されているか。	事業事務局において選定する専門家は、取組項目に応じて専門的な知見を有する者（有識者・学識者等）を想定しています。
11	II. 募集内容等	1. 申請者	民間事業者等及びこれらの者が連携する組織・団体・協議会等の「等」には何が含まれるのか。	民間企業のほか、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人等の多様な関係者を想定しています。また、法人格を有するかどうかは問いません。個人（事業者）での申請も可能です。いずれの場合も、別途経費処理ができるような者を内部に配置する必要があります。なお、法人格がないことでマイナスになることはありません。
12	II. 募集内容等	1. 申請者	新規設立する法人でも申請可能か、設立予定でも応募可能か。法人格がないことでマイナスになることはあるか。	申請者が法人格を有するかどうかは問いません。個人（事業者）での申請も可能です。いずれの場合も、別途経費処理ができるような者を内部に配置する必要があります。なお、法人格がないことでマイナスになることはありません。
13	II. 募集内容等	1. 申請者	申請主体を「〇〇まちづくり会社設立プロジェクトチーム」のように組成予定のチームにて申請することは可能か、申請時点で定款や会則等の提出が必要か。	可能です。採択された場合、契約までに定款等をご提出いただけます。
14	II. 募集内容等	1. 申請者	応募の段階で、地方公共団体、民間事業者等との連携体制を確立している必要はあるか。連携候補として調整中のもので申請可能か。	連携体制は、申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。調整を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、採択後において経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。
15	II. 募集内容等	1. 申請者	事業の実施体制について、申請者が株式会社、プロジェクトリーダーが当該株式会社の従業員で行う場合、地方公共団体は必ず体制に必要か、またその場合に当該株式会社は地方公共団体から何かしらの支援を受けている実績が必要か。	地方公共団体の連携は、要件ではございません。
16	II. 募集内容等	1. 申請者	他都府等の類似事業で交付金や補助金を受け取っているが、申請可能か。	本事業と補助を受けている他事業の業務・重複する経費のすみ分けが明確であれば申請は可能です。
17	II. 募集内容等	1. 申請者	同一市内で、自治体・民間事業者それぞれが取り組む内容について申請は可能か。	申請は可能です。
18	II. 募集内容等	1. 申請者	対象となる企業は国内企業に限定されるものか。また企業規模に関して、想定されているものはあるか。	必ずしも国内企業に限るものではありません。また、企業規模についても定めはありません。
19	II. 募集内容等	1. 申請者	民間事業者主体の場合、行政の役割は。	どのような役割で観光まちづくりを行うかは各地域で異なるので、申請者と調整ください。
20	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	観光計画が策定されていない地域においても、申請は可能か。	申請は可能です。
21	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	調査を行った後の展開としてはハード整備につなげる必要性はあるか、調査以降は各地域独自の取り組みにつなげばよいという理解でよいのか。	この事業を踏まえて、観光まちづくりに関する取組を推進いただく必要はありますが、そのために必要な取組については地域ごとで異なるため、必ずしもハード（施設）の整備を事業後に行わなければならないわけではありません。また、ハード（施設）整備を行う場合であっても、必ずしも観光庁事業（①地域資源を活用した観光まちづくりの推進事業）を活用する必要はありません。
22	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	インバウンドを含む必要があるという点は、ハード整備に限らず、観光まちづくり推進や調査等に共通するものであるという理解で合っているか、調査の結果、地域にあり対応として、まずは優先的に国内からということになるケースもあると思うが、申請段階でインバウンドも含めて検討をしていければ、結論については制限しないというものか。	インバウンドを対象とした事業計画を立てていただく必要がございます。
23	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	地域資源の保存活用計画は調査の対象となるか。	その調査が今後の観光活用に資するものであれば対象となります。
24	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	県全体の魅力度や稼働力をアップさせるためのワークショップや勉強会（参加者は自治体職員や事業者）を県内各地で実施したいと考えているが、調査事業の対象となるか。	事業計画の内容次第では対象となります。
25	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	拠点、コンテンツの支援だけでなく、ラストワンマイル・交通ネットワークの実証実験やシステムづくりは調査事業の対象となるか。	対象外です。
26	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	ストーリーとターゲットの整理のために、現地調査や海外DMCの招請は可能か。	事業計画の内容次第では対象となります。
27	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	海外の先進事例への視察費は対象になるか。	事業計画の内容次第では対象となります。
28	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	マーケティング・ブランディング調査の中で、コンセプトを確認する為のモニターツアーを実施できるか。	事業計画の内容次第では対象となります。
29	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	エリアの価値向上を目的とした施設再整備（公設民営→民設民営化）を計画する場合、自治体と民間事業者が協働で策定する「基本計画（事前調査や施設計画等）」の策定委託費用は対象となり得るか。	事業計画の内容次第では対象となります。
30	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	土地・建物を中心に、事業の可能性のリサーチ、建物改修に向けたリサーチ、設計案、耐震調査などを行うことは可能か。	事業計画の内容次第では対象となります。
31	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	外部（大学等）に委託して調査を行うものについては、対象となるか。	事業計画の内容次第では対象となります。採択後に事業計画内容を精査し、不適切な経費が事業費に含まれないか確認いたします。
32	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	何かしらのサービスの構築まで行うことは本事業の対象に含まれるか。	含まれません。
33	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	観光地の特定の建築物の活用可能性を検討したいが、その建築物が文化財や歴史的な建築物でなくても良いか。	問題ありません。
34	II. 募集内容等	2. 募集する事業内容	設定した事業目標（ゴール）をクリアできなかった場合の扱いは。	返金や罰則等はございません。ただし、申請時においては、設定した事業目標（ゴール）を達成できるような計画とさせていただきます。なお、達成できなかった場合には、その要因の分析を実施していただき、報告していただくこととなります。
35	II. 募集内容等	4. 対象経費	「広告宣伝費」は、地域の国内外市場へのプロモーションも対象になるか。	今後のプロモーションに向けた観光資源の洗い出しやストーリーの整理をおこなっていただくため、対象となります。
36	II. 募集内容等	4. 対象経費	「謝金」について、国の支出基準が記載されている資料はあるか。	「謝金の標準支払基準」をご参照ください。 https://www.digital.go.jp/resources/honorarium-guideline
37	II. 募集内容等	4. 対象経費	消耗品費とは概ねいくら程度のものでなるか。	企業や組織において、資産計上されないもの（減価償却対象とならないもの）を指します
38	II. 募集内容等	4. 対象経費	実証事業等の委託について、委託先の数や委託比率に制限はあるか。	申請に当たり特に制限はありませんが、再委託可否については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。また、事業の主たる部分（企画、実施、取りまとめ等）の再委託はできません。また経費の全額を一者に委託することもできません。
39	II. 募集内容等	4. 対象経費	再委託費に上限はあるか、また、過大と判断される基準はあるか。	採択通知受領後、事業計画書を申請いただき契約をおこなう際、過半数での先進地視察や、事業の主たる部分を含む過大な外部委託など、不適切な経費が事業費に含まれないか確認し、総合的に判断されるものとなります。

項番	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
40	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費	実証事業等の委託先からの更なる委託（再々委託）は認められるか。	申請に当たり特に妨げませんが、それを含めた再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。
41	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費	地域資源の観光活用に係る調査については、観光機能等を有する施設整備にあつての契約に向けたコンサル業務（アドバイザー業務：要求水準書・公募書類の作成、事業者選定（プロポーザル）の支援、契約締結サポートなど）に充当することは可能でしょうか。	地域資源を観光まちづくりに活用するための調査等に対して支援を行うため、いただいている内容は対象となりません。
42	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費	選定過程及び選定後において、有識者の意見により実証事業の内容を変更することとなった場合等は、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更して実証事業を実施することは可能か。	お見込みのとおりです。選定後は、選定した事業ごとに決定した採択額の範囲内での総額及び内訳の変更が認められます。
43	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費	地下に眠る歴史文化遺跡をVR化し観光資源として活用したいが、VR開発費は支援対象になるか。	対象外です。
44	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費	屋外設備のデザイン制作やデザイン実証（試験施工・モック）は対象経費となるか。	対象外です。
45	Ⅱ. 募集内容等	4. 対象経費	インバウンド向けの各種体験の企画開催やそれに関連する情報発信（HP作成、OTAなどにも掲載）等は対象経費となるか。	対象外です。
46	V. 留意点	1. 申請内容等について	「経費の一部又はその全部が支払われないことがある」とあるが、どのような場合に、誰がいつどのような形で判断するのか。	採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合等が該当します。最終的には、事業の終了後である令和9年2月以降に、観光庁及び事業事務局が精査した上で判断します。
47	V. 留意点	5. 事業経費・精算について	外部要因によりスケジュールに遅延が生じ、年度内に予定していた実証を完了できなかった場合、経費の支払いはどのようなになるか、全額支払いなしになるのか。	経費計上期間は、原則として令和9年1月29日（金）までとしております。個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とすると必要があると観光庁及び事業事務局が認めた場合は、この限りではありません。この場合でも、対象期間内までに実証を完了出来なかった場合は、当該対象期間に支出した経費のうち、適切に支出された部分について精算払いにより支払われます。
48	V. 留意点	5. 事業経費・精算について	経費の支払いについて、事業完了後とあるが、個別の事業に鑑み、事前の概算払いや都度精算していただくことは可能か。	事前の概算払いや都度精算はありません。
49	V. 留意点	6. その他	都心部から離れた地域の方が、採択されやすい・加点される等はあるのか。	地域を限定するものではありません。